

令和3年2月5日

関係各位

京都府商工労働観光部長

京都府緊急事態措置協力金の支給要件について（周知依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき誠にありがとうございます。

現在、京都府緊急事態措置を発令中であり、営業時間短縮の要請につきまして、既に多くの事業者の皆様へ御協力いただいているところですが、今般、京都府緊急事態措置協力金（延長分も含む）の支給要件について、下記のとおりとすることとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記について周知いただきますようお願いいたします。

記

【変更前】

時短要請の協力開始日から各時短要請期間の最終日まで、連続して時短要請に応じた場合に対象となる。

【変更後】

時短要請の協力開始日から各時短要請期間の最終日まで、連続して時短要請に応じた場合に対象となる（要請期間中に廃業又は閉店した場合は、要請日時点において営業実態があり、要請期間中に時短に協力した日数分（定休日等の店休日を除く）が支給対象となる。）

<問い合わせ先>

協力金コールセンター

075-365-7780 9時30分～17時30分（日曜日・祝日除く）

<参考>協力金の概要

(1) 京都府緊急事態措置協力金

対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
要請期間	令和3年1月14日（木）から2月7日（日）
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①京都府内に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に応じていること ③緊急時短宣言発令日（1/13）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
支給額	1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請期間	令和3年2月8日（月）～3月1日（月）

(2) 京都府緊急事態措置協力金（延長分）

対象施設	【飲食店】飲食店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスは除く。） 【遊興施設等】バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
要請内容	午前5時～午後8時の間の営業を要請（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）
要請期間	令和3年2月8日（月）から3月7日（日）
支給要件	次のいずれにも該当する事業主（大企業も対象となります） ①京都府内に対象施設（店舗）を有すること ②府の要請期間中、定休日等の店休日を除くすべての営業日において、連続して時短要請に応じていること ③緊急時短宣言延長日（2/3）以前から営業していること（営業時間が午後8時までの店舗は除く） ④ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示又は業種別ガイドライン等を遵守していること
支給額	1施設（店舗）1日あたり6万円 ※定休日等の店休日を除き時短要請に対応した日数に応じて支給
申請方法	要請期間が終了した3月8日（月）以降、受付開始予定

※詳細については、決まり次第京都府ホームページ等でお知らせします。

<http://www.pref.kyoto.jp/>